

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 223,000,000株
- ② 発行済株式の総数 56,057,474株
- ③ 株主数 13,600名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ル ネ ッ ト	21,393千株	42.11%
BNP PARIBAS MILAN/2S/JASDEC/ LUXOTTICA GROUP SPA	6,007	11.82
多 根 幹 雄	2,612	5.14
三 城 社 員 持 株 会	2,525	4.97
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	2,281	4.49
特定有価証券信託受託者 株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行	1,121	2.21
株 式 会 社 ベ テ ル ギ ウ ス	904	1.78
多 根 伸 彦	727	1.43
多 根 直 槻	566	1.11
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	478	0.94

(注) 持株比率は自己株式（5,251,589株）を控除して計算しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2014年9月1日	2020年9月1日
新株予約権の数		5,450個	5,700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 545,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 570,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,800円 (1株当たり 508円)	新株予約権1個当たり 30,100円 (1株当たり 301円)
権利行使期間		2016年9月2日から 2024年9月1日まで	2022年9月2日から 2030年9月1日まで
行使の条件		(注) 1～4	(注) 1～4
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 4,500個 目的となる株式数 450,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 2名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 700個 目的となる株式数 70,000株 保有者数 3名

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 本新株予約権1個未達の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年5月31日
新 株 予 約 権 の 数		9,270個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 927,000株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 27,900円 (1株当たり 279円)
権 利 行 使 期 間		2024年5月14日から 2032年5月13日まで
行 使 の 条 件		(注) 1～4
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 2,950個 目的となる株式数 295,000株 保有者数 29名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 6,320個 目的となる株式数 632,000株 保有者数 68名

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 会社役員に関する状況

① 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
多根幹雄	代表取締役会長	株式会社ルネット代表取締役社長 クローバー・アセットマネジメント株式会社代表取締役社長 PARIS MIKI (INTERNATIONAL) SA取締役会長 公益財団法人奥出雲多根自然博物館理事長
澤田将広	代表取締役社長	株式会社パリミキ代表取締役社長
中尾文彦	取締役副社長	株式会社メディシェード代表取締役社長
岩本章子	取締役	
仁野覚	取締役	仏エスモード・インターナショナル代表 エスモード・ジャポン東京校代表
永田俊郎	常勤監査役	
西村善朗	監査役	株式会社ユナイテッド・パートナーズ 会計事務所代表取締役 西村善朗・税理士事務所所長
佐田俊樹	監査役	株式会社パリミキ監査役 株式会社グッドパッチ社外監査役 株式会社レノバ社外監査役 株式会社ほぼ日社外監査役

- (注)
1. 取締役多根幹雄氏は、株式会社ルネットの代表取締役社長であります。当社と同社との間に、債務保証契約の取引関係がりましたが、2023年3月31日時点において解消しております。
  2. 取締役岩本章子氏および仁野覚氏は、社外取締役であります。
  3. 監査役西村善朗氏および佐田俊樹氏は、社外監査役であります。
  4. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
  5. 監査役西村善朗氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  6. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
    - ① 取締役澤田将広氏は、2023年3月31日をもって株式会社パリミキの代表取締役社長を辞任により退任いたしました。
    - ② 取締役中尾文彦氏は、2023年3月31日をもって株式会社メディシェードの代表取締役社長を辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の取締役、監査役ならびに執行役員等の使用人（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けることとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役割、地位、職責、貢献度、在任年数、業績、他社水準、従業員給与の水準の各要素を考慮し、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、役員退任後に支給される退職慰労金の額は、規程に基づき、月例の固定報酬額（最高報酬月額）を基準に、在任年数に応じて算出することとしております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、連結会計年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬、および当社の株価を指標とする株式報酬とします。金銭報酬は、各連結会計年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の一定水準以上の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給することとしております。

当社の株価を指標とする株式報酬は通常型のストック・オプションであり、新株予約権の割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等を用いて公正価額を算定しており、当該株式報酬の内容・交付状況は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する事業報告の「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

なお、現在の利益水準を踏まえ、当事業年度において賞与は支給されておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、株式報酬として、新株予約権による通常型のストック・オプションとし、毎年、一定の時期に付与するものとします。業務執行取締役には、中長期の企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、上位の役位ほど付与数が高まる構成とします。社外取締役および監査役は、中長期の企業価値増大および株主との共通視点を持たせることを目的とし、付与数は一律・一定数とします。

新株予約権は、職務執行の対価として発行するものであり、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとし、新株予約権の付与総数の算定方法は、各連結会計年度の業績に与える影響、ならびに保有する自己株式の数を含み資本政策、株式希釈化の影響等も考慮し、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定いたします。

なお、現在の利益水準等を踏まえ、当事業年度において非金銭報酬は支給されておりません。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏

まえ、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会（下記e.の委任を受けた代表取締役会長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。なお、基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等の各報酬等の種類ごとの具体的な比率は、現在は8：1：1を基準としておりますが、将来の業績回復時には、基本報酬の水準を維持しつつ比率を6：2：2まで変化させることを想定しております。また各業務執行取締役の役割、地位および会社への貢献度等を総合的に勘案したうえで、上位の役位ほど業績連動報酬等のウェイトが高まる構成とします。

#### e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業・担当職務の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定をし、決定した個人別の報酬額を指名・報酬委員会に報告しなければならないこととしております。なお、株式報酬については、上記の個人別の報酬額と同様のプロセスにより、指名・報酬委員会に原案を諮問し得た答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議いたします。

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長多根幹雄は当社全体の事業および業績を俯瞰する立場から各取締役の職務・業績を評価することができることから、個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

#### f. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として設置しており、取締役会より委任を受け、社長その他取締役会で指名された者から起案される、当社および主要子会社に関する以下の審議事項について十分に審議し、取締役会に付議することとしております。

- ・取締役、代表取締役、役付取締役、執行役員、監査役の個別の人事案（選任・解任・選定・解職、職務分担に関する事項を含む。）および人事に関する基本方針案ならびに報酬制度に関する基本方針案
- ・取締役および監査役の報酬額案ならびに取締役および執行役員の個人別の具体的報酬額案（算定方法を含む。）
- ・その他取締役会からの諮問事項

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与 (業績連動報酬等)	ストック・オプション (非金銭報酬等)	
取 締 役 (うち社外取締役)	87百万円 (13)	83百万円 (13)	－百万円 (－)	3百万円 (0)	5名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	25 (13)	24 (13)	－ (－)	0 (0)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	112 (27)	108 (27)	－ (－)	4 (0)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は3名）です。また別枠で、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円（うち社外取締役10百万円）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。また別枠で、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円（うち社外監査役10百万円）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。



⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

	兼 任 そ の 他 の 状 況
取締役 岩 本 章 子	
取締役 仁 野 覚	仏エスモード・インターナショナル代表 エスモード・ジャポン東京校代表
監査役 西 村 善 朗	株式会社ユナイテッド・パートナーズ会計事務所代表取締役 西村善朗・税理士事務所所長
監査役 佐 田 俊 樹	株式会社パリミキ監査役 株式会社グッドパッチ社外監査役 株式会社レノバ社外監査役 株式会社ほぼ日社外監査役

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 岩 本 章 子	当事業年度開催の取締役会7回の全てに出席しました。国際金融、国際経済に関する専門的かつ幅広い見地から、積極的に提言、発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 仁 野 覚	当事業年度開催の取締役会7回のうち6回に出席しました。国際的なファッションおよび教育界における高い見識と海外各国において豊富な学校経営の経験から、積極的に提言、発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 西 村 善 朗	当事業年度開催の取締役会7回の全て、また監査役会8回の全てに出席し、税理士として会計・税務の専門的な見地から取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するために積極的に発言を行っております。また、監査役会において、財務・会計における適正性の確保の面から質問・発言を適宜行っております。
監査役 佐 田 俊 樹	当事業年度開催の取締役会7回の全て、また監査役会8回の全てに出席し、企業監査に関する専門的かつ幅広い見地から取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するために積極的に発言を行っております。また、監査役会において、当社の企業経営全般に関し投資家の視点も踏まえた質問・発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は50百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 経営理念ならびに信条の基本に則った精神をグループ全体に強い意を持って浸透させ継承することにより、法令と社会倫理の遵守を含めた未来のあるべき人間形成をまず企業活動の原点とすることを徹底する。
  - 2) 当社および当社子会社の取締役および従業員が法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス担当役員およびコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス基本方針および行動規範を策定するとともに、当社および当社子会社の取締役および従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築する。
  - 3) コンプライアンス上の重要な事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じ、取締役会および監査役に報告される体制を構築する。
  - 4) コンプライアンス基本方針に従い、内部監査部門と連携して実施状況を管理・監督し、コンプライアンス委員会は、従業員に対して適切な研修体制を構築し内部通報相談窓口（ミキホットライン）を設置する。
  - 5) 反社会的勢力排除に向け、行動規範に反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わらないことを定め、全社的に取り組む。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、文書管理規程および情報管理・秘密保持規則に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ③ 財務報告の適正性を確保するための体制  
情報開示の透明性および公正性を促進するために、経理規程および連結決算規程によって経理処理方法を統一する基準を定め、財務諸表および財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性のある情報の適正性を確保するものとする。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 内部統制を推進するために、リスクマネジメント担当役員およびリスクマネジメント委員会を設置し、お客様、社員、そして企業の将来も見据え、それぞれの立場でリスクマネジメント規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
  - 2) 各部署はリスクマネジメント規程に基づき事前予兆対応体制を整え、それぞれのリスクマネジメントを行い、リスクマネジメント委員会へ定期的に状況を報告し、連携を図る。
  - 3) 重大な緊急事態が発生した場合には、取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
  - 4) リスクマネジメント規程およびリスク分類別マニュアルに基づき、内部監査部門が監査を実施する。
- ⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 経営計画については、経営理念を基軸に置き、計画に基づき目標達成のために活動する。また、事前予兆対応体制下において、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。
  - 2) 取締役の職務執行については、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議する。
  - 3) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程に基づき、権限と責任と創造性発揮の契約が行われ、各責任者が職務権限基準に則り業務を遂行する。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社子会社の経営においては、各社の自主性と当社グループの戦略・経営理念・信条を尊重し、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制、ならびに子会社の損失の危険の管理体制を確保するため、子会社に対し関係会社管理規程に基づき、事業内容、業務執行状況ならびに財務状況等についての定期的な報告を求め、重要案件についての事前協議を行う。
  - 2) リスクマネジメント規程をグループ共通の規定とし、当社と当社子会社は相互に連携してグループ全体のリスク管理を行う。
  - 3) グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス基本方針においてもグループ共通で策定・運用する。
- ⑦ 監査役の職務の補助に関する体制
- 1) 監査役が必要とした場合は監査役スタッフを置く。
  - 2) 監査役の職務を補助するスタッフの任命・異動については監査役会の事前の同意を得るものとする。
  - 3) 監査役スタッフの人事考課については常勤監査役が行うものとする。
  - 4) 取締役および従業員は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

- ⑧ 監査役への報告体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社および当社子会社の取締役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。また、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある場合は速やかに監査役へ報告する。なお、監査役は必要に応じて、当社および当社子会社の取締役および従業員に対して業務執行に関する事項について報告を求めることができる。
  - 2) 上記の監査役へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
  - 3) 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報交換に努め、会合を定期的で開催し、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。
  - 4) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

#### 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、内部統制システムに関して、以下の具体的な取り組みを行っております。

##### ① 取締役の職務の執行

社外取締役2名を含む取締役5名は取締役会に出席し、法令および定款等に定められた事項や経営上の重要事項について審議を行い、活発な議論を経て意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。当事業年度は取締役会を7回開催いたしました。取締役会では子会社の経営および業務執行状況について、当社および当社子会社の取締役・執行役員等より報告を受けており、子会社の適正な業務執行を統治しております。

##### ② 監査役の職務の執行

社外監査役2名を含む監査役3名は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。当事業年度は監査役会を8回開催いたしました。監査役会では当社および当社子会社の取締役・従業員から重要事項の報告を受けております。また監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、子会社の取締役・従業員より報告を受け、意見交換を行いました。これらの職務の執行により当社グループの経営状況を監視するとともに、会計監査人からは定期的に監査状況を聴取しております。監査役は、会計監査人、内部統制部門、内部監査部門および子会社の内部監査部門、ならびに子会社の監査役との間で定期的に連絡会議を開催し情報交換等を行うことにより、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス体制ならびにリスク管理体制

当社グループのコンプライアンス委員会ならびにリスクマネジメント委員会は、当社および当社子会社の取締役等が各委員を構成しており、当社グループ全体におけるコンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制の推進に関する課題の把握とその対応策を協議し決定しております。

コンプライアンス委員会は内部通報相談窓口（ミキホットライン）を設置しており、問題の早期発見および是正対応に努めております。その運用状況はコンプライアンス委員会へ定期的に報告されており、重要な事案についてはコンプライアンス担当役員より取締役会および監査役へ報告を行うこととしております。

当事業年度におきましては、コンプライアンス教育計画に基づき、組織内の職務と責任に応じた管理職向けの階層別研修、子会社の営業部門内に任命したコンプライアンス推進リーダー向けの研修などを実施するほか、会社規程の見直し・改定を行うことにより、内部統制の推進を図りました。また、全社意識調査の実施、就業環境を守るためのハラスメント対応ガイドラインの周知活動、ならびにコンプライアンスに関する知識・情報を社内ポータルサイトにおいて継続的に発信することなどにより、コンプライアンス意識の啓蒙と浸透に努めました。

リスク管理におきましては、リスクマネジメント委員会によりリスク管理体制の構築および運用を行っており、事前予兆対応体制の整備として災害対策マニュアルを整備し、各店舗における防災対策の確認と、従業員の安否確認システムの通報訓練を行う全社防災訓練を年2回定期的の実施しております。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応については、お客様に安心して当社グループの店舗を利用していただけるよう、お客様ならびに社員の健康と安全確保を第一に、対応指針を策定し対策を実施しました。また自然災害等のリスク発生時には対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し復旧に取り組むとともに、経営理念・信条に則り社会的使命をもって顧客、地域社会等への支援活動を実施しております。

④ 内部監査体制

内部監査部門は取締役社長直轄の組織として設置しております。内部監査部門は、本社および子会社の店舗等の監査を直接または子会社の内部監査部門と連携して実施しており、内部監査の結果を取締役社長へ定期的に報告を行っております。また、監査役会および会計監査人と適宜連絡・調整を行い、適切に連携を行っております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上と持続的な成長を目指すため、中長期の事業投資に備えた内部留保とキャッシュ・フローの状況を考慮し、財務の健全性を維持することを、資本政策の基本方針としております。

配当方針につきましては、株主の皆様当社株式を長期的かつ安定的に保有していただけるよう、継続的かつ安定した配当を実施することとし、安定した収益を創出できるようになった時点で業績に応じた配当政策を実現できるよう目指してまいります。具体的な配当の額につきましては、経営環境および業績の現状を踏まえ、グローバルな事業展開および資本政策ならびに社会情勢を総合的に勘案して決定いたします。また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、中長期的な資本政策の観点から適宜実施を検討してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2023年5月12日開催の取締役会決議により、1株につき3円とし、2023年6月8日を支払開始日とさせていただきます。これにより当事業年度の年間配当金は、1株につき6円（中間配当金3円、期末配当金3円）となります。

内部留保につきましては、世界的な紛争やそれに伴う資源やエネルギー高などの情勢不安な状況ではありますが、どのような状況下でも、お客様に安心して来店いただける魅力ある店舗づくりに今後も取り組む予定であり、前事業年度に設備投資を行った店舗の実績が順調であることも踏まえて、引き続き積極的に設備投資を行い、中長期の業績向上に繋げてまいります。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,639	流動負債	1,071
現金及び預金	1,294	買掛金	4
売掛金	105	短期借入金	800
商品	115	未払金	69
前払費用	63	未払法人税等	44
その他	60	賞与引当金	1
固定資産	28,389	資産除去債務	35
有形固定資産	624	その他	116
建物及び構築物	175	固定負債	215
車両運搬具	1	長期未払金	39
工具、器具及び備品	11	繰延税金負債	54
土地	435	その他	121
建設仮勘定	0	負債合計	1,287
無形固定資産	110	純 資 産 の 部	
商標権	1	株主資本	28,447
ソフトウェア	42	資本金	5,901
その他	66	資本剰余金	6,829
投資その他の資産	27,654	資本準備金	6,829
投資有価証券	354	利益剰余金	24,409
関係会社株式	25,869	利益準備金	582
関係会社出資金	0	その他利益剰余金	23,826
関係会社長期貸付金	3,706	海外投資積立金	3,220
長期前払費用	19	別途積立金	20,890
建設協力金	171	繰越利益剰余金	△283
その他	231	自己株式	△8,692
貸倒引当金	△2,359	評価・換算差額等	124
関係会社投資損失引当金	△339	その他有価証券評価差額金	124
資産合計	30,029	新株予約権	170
		純資産合計	28,742
		負債及び純資産合計	30,029

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	520
営業経費	751
貸借受取	158
配当金	79
売上原価	989
売上総利益	180
販売費及び一般管理費	1,329
営業利益	1,202
営業外収益	127
受取利息及び配当金	11
受取保証料	6
為替差益	91
関係会社投資損失引当金戻入額	219
その他の	7
営業外費用	336
支払利息	2
支払手数料	5
貸倒引当金繰入額	739
その他の	7
経常損失	755
特別利益	291
金地金売却益	211
特別損失	211
減損損失	0
税引前当期純損失	0
法人税、住民税及び事業税	81
法人税等還付税額	71
法人税等調整額	△2
当期純損失	△1
	68
	149

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（ 2022年 4月 1日から  
2023年 3月31日まで ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株 主 資 本 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
						海外投資 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	5,901	6,829	-	6,829	582	3,220	20,890	171	24,863	△8,692	28,901
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△304	△304		△304
当期純損失								△149	△149		△149
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△0	△454	△454	△0	△454
当 期 末 残 高	5,901	6,829	-	6,829	582	3,220	20,890	△283	24,409	△8,692	28,447

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	106	106	129	29,137
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△304
当期純損失				△149
自己株式の取得				△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	18	18	41	59
事業年度中の変動額合計	18	18	41	△394
当 期 末 残 高	124	124	170	28,742

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。